



漫 録



農村振興策を議する内務部長 土木部課長會議を覗いて

路 政 僧

農村を救え。と言ふ叫び聲が去る臨時議會に表はれてから、漸次大きくなつて來て政府が對策を樹てるやうになつた。即ち總事業費七千四百十七萬圓の大土木事業を三次の臨時議會終了後七ヶ月間に完成せしめやうとするのである。だから所謂非常時の緊張味を以てせなければ駄目だ、夫れに付ては第一線に立つ土木部課長を招集して政府の緊張味を示さなければ産業土木五箇年計畫事業のやうにユルブンに終ると言ふので會議の招集が提唱された。併し土木

主任官だけに政府の意氣を示したところで財政方面で行き詰つては目的を達することが出來ない、夫れでは内務部長會議を同時に招集しやうぢや無いかと言ふ事に爲つて、是迄減多に見た事の無い兩部課長會議が招集された譯で、非常時内閣の威勢？を示したものだ。會議は八月十八日内務省會議室で開かれ、山本内相以下政務事務官列席の上内相の訓示があつた。

山本内務大臣訓示要旨

我邦ノ今日ハ、所謂經濟的國難トモ謂フベキ非常時ニ際會シ、殊ニ農漁山村ノ疲弊、中小商工業者ノ困憊ハ、日ヲ追フテ益々其ノ甚シキヲ加ヘツツアル實情デアリマス。此ノ難局ヲ打開シテ國民生活ノ甦生ヲ圖リ、以テ民心ヲ安定セシムルコトハ、眞ニ一日ヲ緩ウスベカラザル喫緊ノ要務デアアルト考フルノデアリマス。依

ツテ政府ニ於キマシテハ、之ガ匡救ニ關シテ銳意對策ノ講究ヲ遂ゲマシタ結果、其ノ方策ノ樹立ヲ見ルニ至リマシタノデ、右ニ必要ナル經費ニ關シ協贊ヲ求ムル爲、來ル二十二日ヲ以テ臨時議會ヲ召集セラルルコトト爲ツタノデアリマス。勿論應急對策ト致シマシテハ、地方ノ實情ニ應ジテ、最モ效果アル事業ヲ、成ルベク普遍的ニ施行スルコトヲ要シマスノデ、其ノ計畫モ自ラ土木、衛生、社會施設等、相當多方面ニ亘ルコトト爲ルノデアリマスガ、就中其ノ主要ナル部分ハ、全國的ニ土木事業ヲ起興シ、之ニ依リテ窮乏セル地方民ニ普ク勞働ノ機會ヲ與ヘ、其ノ勤勞ニ依リテ收入ノ増加ヲ圖リ、以テ自力更生ノ資ヲ得シムルト共ニ、將來地方産業ノ進展ニ資セシメントスルコトニ存スルノデアリマス。夫レ故ニ、今回ノ匡救對策ノ實施ニ當リマシテハ、各地方共ニ最モ有效適切ナル工事ヲ選擇シ、且急速ニ之ヲ實施スルコトガ、第一ノ必要條件デアリマシテ、此ノ爲ニハ、直接其ノ施行及監督ノ衝ニ當ラルベキ諸君ガ、克ク政府ノ計畫内容ヲ詳知セラレ、實施ニ際シテ遺憾ナキヲ期セラルト共ニ、一面之ニ伴フ地方財政ノ經理

ニ就テハ、特ニ周到ナル計畫ト指導トヲ以テ臨マルルコトガ、最モ緊要デアアルト考ヘマス。殘身酷シキ折柄ニモ洵ラズ、特ニ諸君ノ會同ヲ煩ハシマシタ所以ノモノハ、以上ノ諸點ニ關シ隔意ナキ協議ヲ遂ゲ、此ノ非常時對策ノ實施ニ付遺漏ナキヲ期スル爲ニ外ナラヌノデアリマス。

今回内務省主管トシテ計畫致シマシタ施設ノ主ナルモノハ、土木事業、衛生施設及社會施設デアリマスガ、就中土木事業費ハ、總額約七千四百萬圓デアリマシテ、今回内務省關係ノ應急對策中ノ重大ナル部分ヲ占メテ居ルノデアリマス。而シテ其ノ内容ハ、大要三種ニ區別サレルノデアリマシテ、其ノ一ハ町村事業トシテ行ハシムル、道路、港灣、河川等ノ工事デアリ、其ノ二ハ道府縣事業トシテ行ハシムル、府縣道、中小河川、砂防及地方港灣ノ工事デアリ、其ノ三ハ國道、河川改修及砂防等國ノ直轄施行ノ工事デアリマス。

是等工事中、國ノ直轄施行ニ係ルモノ、及中小河川、地方港灣以外ノ工事ハ、總テ地方長官ニ於テ自由ニ決定スルコトヲ得ルノデアリマスカラ、夫レ夫レ各地方ノ實情ヲ精査シテ、事業起興ノ目的ニ背カヌ様、工事ヲ選擇セラルルハ勿論、苟モ一地方ニ偏重シ、又ハ往々ニシテ陥リ易キ部落間工事ノ爭奪ノ弊ニ墮セザル様、深ク留意セラレントヲ望ムノデアリマス。殊ニ從來地方ニ於ケル土木事業ノ實績ニ徵スレバ、或ハ黨派ノ勢力ニ動カサ

レテ選擇其ノ宜シキヲ誤リ、或ハ一派ノ請負者ノミヲ入札者ニ指名シ、或ハ各種ノ不正行爲ヲ件フコトモ決シテ絶無トハ謂ヘマセヌ。斯ノ如キハ、公共事業ノ施行トシテ甚ダ遺憾ニ存ズルノデアリマスガ、殊ニ今回ノ土木事業起興ノ目的ハ、所謂非常時ニ於ケル應急對策トシテ施行セラルルノデアリマスカラ、特ニ其ノ選擇ニ就テハ、嚴正公平ヲ期シ、其ノ施行ニ際シテハ、毫末モ不正ノコナキ様、深く注意セラレンコトヲ望ミマス。又今回ノ土木事業ハ道府縣全般ノ地域ニ亙リテ、短期間ニ多數ノ工事ヲ殆ド一齊ニ起興スルノデアリマスカテ、豫メ準備ヲ整ヘテ置ク必要ガアリマス。殊ニ町村工事ノ如キニ在リテハ、適當ノ技術者ナク、且工事ノ經驗ニ乏シキ地方モ尠カラヌト思ハレマスノデ、工事ノ設計ハ勿論其ノ施行ニ就テモ、懇切ニ指導セラレンコトヲ望ミマス。固ヨリ限リアル職員ヲ以テ道府縣ノ事業ヲ施行シ、更ニ町村事業ノ指導及監督ニ當ラルルコトハ、容易ノ業デアリマセンカラ、必要アルニ於テハ、適當ニ増員ヲ爲ス等豫メ實施計畫ヲ樹立シ、適材ヲ適所ニ配置シ、工事進捗ノ能率ヲ昂上セラレンコトヲ望ミマス。尙地方廳ニ於テハ工事ノ内容ニ依リ、主管ノ部課等ヲ異ニスルモノモアルカト思ヒマスガ、之ヲ何レノ部課ニ於テ管理スルニセヨ總テガ合一シテ時局匡救ノ一途ニ進ムニ外ナラヌノデアリマスカテ、其ノ策畫ニ齟齬ナキ様、協心一致、相共ニ連絡ヲ圖リ、完全ナル統制ヲ期セラレンコトヲ希望致シマス。

財界ノ不況ニ因ル地方公共團體ノ財政的窘窮ノ狀況ハ、年ヲ逐フテ益々甚シク、此ノ上各種ノ事業ヲ起興スルコトノ困難ナルモノモ少クナイト考ヘマス。然シナガラ、現下ニ於ケル時局匡救ノ對策ハ、獨リ國ノ施設ノミニ待ツベキニ非ズシテ、中央地方共ニ力ヲ協セテ最善ヲ竭スニ非ザレバ、到底效果ノ完キヲ期スルコトヲ得ナイ實情デアリマス。而シテ今回起興セントスル事業ハ、固ヨリ之ニ依リ國民ヲシテ自力更生ノ資ヲ得シメントスルノ目的ニ出ヅルモノデアリマスケレドモ、其ノ内容ハ何レモ産業振興ノ基礎ヲ爲ス等地方永久ノ利益トナルベキモノヲ選定スヘキ筈デアリマスノデ、徒ニ事功ヲ急イデ財政經理ノ適正ヲ壞リ、延イテ團體財政ヲ紊ルガ如キハ、嚴ニ之ヲ避ケホバナラヌケレドモ、事態ノ性質ニ顧ミ、出來得ル限リノ手段ヲ講ジ、且急速ニ事業ニ着手シ、圓滿ニ之ガ遂行ヲ期シ得ル様、地方財政ノ經理ニ關シ、此ノ際特ニ一段ノ留意ヲ致サレンコトヲ望ム次第デアリマス。尙地方ニ於テ、是等事業ノ財源ヲ起債ニ求メントスルガ如キ場合ニ於テハ、財源確定ノ手續ヲ出來得ル限リ簡易ニスルコトガ、此ノ際極メテ必要デアリマスノデ、是等事業ノ爲ニスル地方債許可ノ取扱ニ關シテハ、當分ノ間特例ヲ設ケテ、急速ニ之ヲ處理セシムル方針ノ下ニ、目下關係法令ノ改正ヲ急ギツツアリマスガ、此ノ事タ爾、萬一其ノ措置ヲ誤ルガ如キコトアルニ於テハ、地方財政ヲ累ビシ、其ノ弊ノ及ブ所甚シキモノガアリマスカラ、改正實施ノ上

ハ、篤ト將來ノ財政状態ニ稽へ、苟モ過誤ナキ様、特ニ十分ノ留意ヲ望ミマス。

以上ハ時局匡救ニ關スル應急對策ノ實施ニ就キ、此ノ際特ニ諸君ニ留意ヲ望ム諸點ヲ述べタノデアリマス。今ヤ中央地方共ニ財政極メテ窮乏ノ折柄ニモ拘ラズ、出來得ル限りノ方途ヲ盡シテ急速之ガ對策ノ實行ニ邁進セントスルモノハ、之ニ依ツテ國民一般ニ自力更生ノ素ヲ養ヒ、其ノ基ヲ樹テシメントスルニ外ナラヌノデアリマス。而モ此ノ非常時對策ガ運用宜シキ得テ、克ク其ノ效果ヲ擧ゲ得ルコトハ、之ガ實施ニ直接スル諸君ノ努力ニ待ツ所極メテ大ナルモノガアルト考ヘマス。諸君ハ十分政府ノ意圖ノ存スル所ヲ體シ、異常ノ覺悟ト決心トヲ以テ、勵精事ニ當リ、此ノ經濟的國難ヲ突破スルニ、全幅ノ努力ヲ傾倒セラレンコトヲ切望シテ已マヌ次第デアリマス。

訓示し終つた内相は例に依つて直ぐ退場するかと思はれたのに、議長席の横の椅子に居据つて容易に腰をあげさうにもない、非常時の問題とは言ふものゝ、大臣が其の會議に列席して議事を聞くだけでも政府が此事業に對して持つる決心の程を窺はれた、そこで唐澤土木局長議長席につき、今回計畫された大土木事業の概要を説明し、指示事項に移

つた。

一 農村振興土木事業ノ執行ニ關スル件

今回政府カ府縣町村ニ補助シテ土木事業ヲ起興セシメムトスルハ之ニ依リ窮乏セル農村ヲ振興セシメムトスルニ在ルヲ以テ左記ニ依リ事業ヲ執行セラレタシ

(一) 府縣道事業及町村土木事業ノ起工地ハ地方長官ニ於テ適宜選擇セラレ、コト此ノ場合ニ於テハ農村窮乏ノ程度ト農村振興ノ目的ヲ以テ起興スル總テノ事業トノ關係ヲ斟酌シ各町村普遍的ニ起工スル様考慮スルコト

(二) 工事ハ速ニ着手シ之ヲ竣功セシムルノ要アルヲ以テ其ノ計畫ニ方リテハ容易ニ執行シ得ヘキ工法ヲ採用シ施工ニ方リ地方的紛擾ヲ醸スカ如キモノヲ避クルコト

(三) 工事ノ施行ニ關シ主務大臣ノ認可若クハ承認ヲ要スルモノ又ハ上申スヘキモノニ在リテハ速ニ其ノ手續ヲ取運フコト

(四) 工事ハ原則トシテ直營(府縣道工事ニ在リテハ直營又ハ地元請負)ノ方法ニ依リ執行スルコト。特別ノ事由ニ依リ已ムヲ得ヌ請負ニ付スル場合ニ在リテハ地方民ヲ就勞セシムルノ條件ヲ附スルコト

(五) 工事ニハ原則トシテ地元民ヲ就勞セシムルコト此ノ場合ニ在リテハ左ノ方法ニ依ルコト
イ 起業地所屬町村及其ノ隣接町村ニ於ケル就勞圈内ヲ確定スルコト

ロ 起業者タル内務省土木出張所及府縣町村ト就勞圈内ニ於ケル町村ト就勞者ノ割當數ヲ協定スルコト

ハ 特ニ生活困難ナル者ヲ優先シテ就勞セシムルコト

ニ 就勞圈内ニ於ケル町村ニハ就勞者名簿ヲ調裝セシメ就勞ノ機會ヲ均當ナラシムルコト

ホ 賃金ハ成ルヘク日拂トスルコト

(六) 國庫補助金ハ府縣知事ニ支拂委任セラルヘキニ付大正三年四月四日發會第三二號通牒ニ依リ取扱ヒ出來形ニ相當スル補助金ヲ支出スルコト

(七) 必要アル町村ニ對シテハ事業費ノ支拂ニ充當シ得ル様速ニ縣ヨリ町村ニ對スル補助金ヲ交付スルコト

指示の要領は松村河川課長に依つて説明されたが、之に對し赤土福島縣内務部長は、今回政府は町村道の改良を策されてゐるが、縣民の要求する所は府縣道の改良にあるから其の要求を容れらるべきが當然ではないかと、府縣道改良論を主張する。之につれて三樹滋賀縣内務部長も同じ意見を持つてゐるのか、配當された町村道事業費を以て市町村をして府縣道を改良させても差支ないか、との質問を發した。

農村振興對策として普遍的に各町村に土木事業を起興せしむる場合に方つて、如何な種類の土木事業が適當であるかの問題が起るのであるが、人の生活してゐる隨所にあるのが道路であるから之を改良しやうと言ふことになるのが當然である。併し道路にも種類等級があつて假令農村振興對策として道路計畫を按ずる場合でも、全然事業的見地を捨てる譯にはゆかないから矢張り上級の道路から改良して漸次下級道路の改良に及ぶのが當然である。殊に府縣道は各町村の大部に亘つて普及してゐて全國町村一萬千三百九十三町村の内府縣道のない町村は四百三十八箇町村に過ぎないのであるから之を改良することが常識である、夫れにも不拘今回の計畫は此常識感を外にして町村道の改良を中心としたのは餘り感心出來ない、そこで赤土君や三樹君の質問が起る譯である、夫れは兎に角として、府縣が府縣道を改良すれば國庫から三分一の補助が貰へる、町村が夫れを改良すれば國庫から四分三の補助が貰へると言ふことに爲れば、狡猾な府縣は自分の責任である府縣道の改修を

見合せて町村に移付するに違いない、そうなると道路行政の組織を紊すことゝ爲るから之を避けねばならぬ、結局町村が町村道を改良するよりは府縣道の改良を希望した場合は、三分一を補助すると言ふことで梟が付いた、此やうな變則に依らなければならぬのも矢張り府縣道の改良を疎じた結果であらう。

畑山北海道土木部長は工事には原則として地元民を就勞せしめと言はるゝが、北海道には移動的勞働者が多いのに地元民を就勞せしめては移動的勞働者の救済が出来ないから特例を認めて呉れと言ふ注文をだし、其の他色々の希望やら意見が出たが、時間がないので夫れ等は後に廻して指示事項を説明するだけで議事を進め、武井道路やら雪澤港灣課長から夫々説明した。

一 農村振興府縣道工事ニ關スル件

- (一) 改良セラルヘキ道路ノ種別及其ノ箇所ノ選擇並ニ改良規格ハ地方ノ計畫ニ委スヘキモ事業ノ效果ニ稽ヘ交通上緊要ナル箇所ヲ適當ナル規格ニ改良セラレタシ
- (二) 工事ハ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地元町村ト請負契約

ヲ締結シ差支ナキモ危険多キ工事ハ地元請負ヲ避ケラレタシ

(三) 地元請負ハ左記ニ依リ執行セラレタシ

イ 請負ニ關シテハ町村會ノ議決ヲ經シムルコト

ロ 府縣ニ於テ設計シタル金額ニ依リ町村ニ請負ハシムルコト

ハ 技術員ヲ有セサル町村ニ在リテハ適當ナル技術員ヲ備入

レシメ道路管理者ノ承認ヲ受ケシムルコト

ニ 契約保證金ハ免除スルコト

ホ 請負金ノ内拂ハ道路工事執行令ノ範圍ニ於テ成ルヘク町村ノ便宜ヲ考慮シ速ニ支拂フコト

ヘ 下請負ハ之ヲ認メサルコト已ムヲ得サル事由ニ依リ下請

ヲ爲ス場合ニ於テハ請負ノ方法條件等ニ付道路管理者ノ承認ヲ受ケシムルコト

(四) 府縣道改良費國庫補助ノ申請ニハ公共團體ノ收支豫算書

ヲ添付セラルルノ外別紙第一號様式ニ依ル工事ノ計畫書及圖

書ヲ添付セラレタシ

一 農村振興府縣治水工事ニ關スル件

- (一) 砂防工事ハ成ルヘク本省ノ豫定シタル河川又ハ谷筋ニ施行セラレタシ。但シ他ノ工事費トノ關係上必要アル場合ニ於テハ配當セラレタル砂防費ノ範圍内ニ於テ施行箇所ヲ變更セラルルモ差支ナシ

(二) 本省ニ於テ決定シタル中小河川改良費ハ之ヲ他ノ河川費

ニ流用スルヲ許ササルヲ以テ右工費ノ範圍内ニ於テ施行區域

及工事方法ヲ計畫セラレタシ

(三) 中小河川改良事業施行ニ關シテハ本年六月二十三日發土

第三九號及七月二十日發土第五〇號通牒ニ依リ取扱フヘキニ

依リ豫メ準備セラレタシ

一 農村振興府縣港灣工事ニ關スル件

地方港灣改良費ノ補助ニ補助ニ關シテハ別紙第二號様式ニ依リ補助申請書ヲ調製シ工事施行認可申請書ト共ニナルヘク速ニ提出セラレタシ

一 農村振興町村土木事業ニ關スル件

町村土木事業ハ左記ニ依リ執行セラレタシ

補助方法

(一) 町村土木事業ニ對スル國庫補助ハ府縣豫算ヲ經由スルコ

ト

(二) 補助金ヲ町村ニ配分スル標準ハ地方長官ニ於テ適宜決定

セララルコト

(三) 補助金ハ原則トシテ事業費ノ四分三トシ精算額ニ依リ補

助セラルルコト財政特ニ窮乏セル町村ニ對シテハ前項ノ補助

率ヲ斟酌シ得ルコト

(四) 都市ノ郊外農村部落ハ町村ニ準スルコト

(五) 補助ノ指令ヲ爲シタルトキハ別紙第三號様式ニ依リ遲滯
ナク報告セララルコト

補助事業

(六) 事業ハ經濟上最モ有利ニシテ勞力費ノ多キモノヲ選擇セ

シムルコト又部落間事業ノ爭奪其ノ他ノ情實ニ禍サレ不急ナ

ル事業ヲ起興スルカ如キコトナカラシムルコト

(七) 事業ハ町村道、河川ノ堤防、護岸、水制、浚渫、港灣ノ

棧橋、物揚場、岸壁、護岸、防波設備、浚渫、海岸堤防等ニ

關スル工事ヲ選擇セシムルコト

(八) 河川工事ハ其ノ施行ノ結果對岸又ハ上下流ニ惡影響ヲ及

ボササルモノヲ選擇セシムルコト

工事執行方法

(九) 工事ハ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地元部落ト請負契約ヲ

締結シ差支ナキモ此ノ場合ニ於テハ府縣道工事ノ地元請負ニ

關シ指示シタル所ニ準據セシメララルコト

工事ノ指導監督

(十) 工事ヲ指導監督スルカ爲府縣ニ土木職員ヲ増置スルニ要

スル經費ハ國庫ヨリ其ノ四分三ヲ補助セラルルヲ以テ工事ノ

設計及之カ施行ニ付遺憾ナキヲ期セラルルコト

(十一) 工事雜費ハ工事執行上必要ナル範圍ニ限定シ濫費セサ

ル様嚴重監督スルコト

(十二) 補助金ヲ府縣ノ規程ニ依リ出來高ヲ以テ支拂フ場合ハ其ノ出來形ノ調査ニ關シテハ支出證明ニ依ルト出來形證明ニ依ルトト問ハス正確ヲ期スルコト

(十三) 工事ノ施行認可ニ關スル手續ハ成ルヘク簡易ナル方法ニ依ルコト

(十四) 工事了シタルトキハ地方長官ニ於テ検査ヲ執行シ別紙第四號様式ニ依リ報告セララルコト

一 産業振興土木事業ノ執行ニ關スル件

産業振興ノ目的ヲ以テ昭和七年度ニ於テ國庫ヨリ補助スル土木事業ニシテ未タ補助ノ申請ナキモノ又ハ工事ノ認可承認ヲ申請セザル向アリ此際至急右手續ヲ履行セラレタシ

一と先土木局主管事項に關する會議は、後廻しにして地方局主管事項に移つて大村財務課長が説明した。

一 時局匡救對策事業ノ財務ニ關スル件

今同實施セントスル時局匡救對策事業費ノ財務ニ付テハ大體左記ニ依リ措置擬ナキヲ期セラレタシ

(一) 農村振興土木事業費ノ財源ヲ起債ニ求ムル道府縣又ハ市町村ニ對シテハ其ノ所要金額ニ付預金部低利資金ノ融通アル見込ニシテ市町村ニ對スル分ハ之ヲ道府縣轉貸トスル豫定ナルヲ以テ貸付ノ手續ヲ急クコト

(二) 前號ノ借入金並ニ農業土木事業費(農林省主管)ノ地方費借入金(預金部低利資金)ニ對シテハ本年度以降三年度間其ノ利子ノ金額ヲ國庫ヨリ府縣ニ補給スル見込ナルコト

(三) 事業執行ニ伴フ收支ニ付テハ不始末ヲ醸ササル様嚴重注意スルコト

(四) 事業起興ノ目的ノ一ハ被使用者ニ對スル勞銀ノ支拂ヲ以テ農村振興ノ一助ト爲サントスルニアルニ依リ支拂ニ就テハ右趣旨ニ反スルカ如キコトナキ様十分留意スルコト

今回の事業に依つて町村が縣に金を寄付する場合にも、負擔金を負擔する場合にも低利資金が融通さるゝか、又地方が政府の厄介にならないで單獨に事業を起す場合にも低資の融通があるのかなとの質問が、宮城、千葉、廣島や滋賀の内務部長から發せられたが、前者は府縣の費用の一部を町村が寄付又は負擔金の名に依つて負擔することに爲れば結局府縣の負擔が減少する譯であるから府縣の負擔に充當してあつた低資を町村に融通することが出来る。後者の場合は一般低利資金の融通問題であつて此度の計畫には計算されてゐないと言ふやうな答辯があつた。

土屋岡山内務は農業土木の資金に對しても低資が融通されるかと尋ねたが、夫れは農林省が世話するので内務省には關係がない、同じやうに融通されるであらうと言ふことであつた、之に就て思いだすのは今回の事業に關する農林當局の態度である、農業土木と言ひ農村振興土木事業と言ひ、何れも農村の振興を目的としてゐるのだから内務省と農林省とが歩調を合はして計畫するのが當然なのに、小さな農林行政の範圍に拘泥して單獨に事業を計畫し世の物笑の種と爲つてゐることである。矢張り官吏根性は、いつの世になつても亡びないものと見える。

一 地方財政ノ運用ニ關スル件

地方公共團體ノ財政ハ財界連年ノ不況ニ伴フ歳入ノ減少ニ依リ壓迫ヲ受クルコト甚シキモノアリシニ拘ラス經理並ニ監督ニ關スル當局ノ努力ニ依リ概ネ收支ノ適合ヲ保持スルコトヲ得殊ニ府縣ニ於ケル歳入缺陷ノ如キ比年減少ヲ見ルハ洵ニ欣幸トスル所ナリ然レトモ不景氣ノ愈々深刻ヲ加フルニ伴ヒ地方公共團體ノ財政動モスレハ收支ノ均衡ヲ壞ラントスルノ虞ナキニアラサルノ今日更ニ各種事業ヲ起興スルノ要アルニ於テハ之カ爲團體ノ財政ヲシテ愈

々多端ナラシムルモノナルモ必要アル時務ノ遂行ハ固ヨリ之ヲ斷行セサルヘカラサルヲ以テ此ノ間ニ處スル團體財政ノ運用ハ最モ宜シキヲ制シテ事業ノ敏速圓滑ナル遂行ヲ期スルト共ニ團體財政ヲ紊ルガ如キコトナカラシムル様特ニ周密ナル注意ヲ拂ハレタシ鹿野香川内務が、國稅附加稅を制限しないやうに又は地租附加稅を減少しないやうにして貰ひたいと、希望したゞけであつた。

一 公共團體ノ内外ニ亘ル營業又ハ其ノ收入ニ對スル附加稅賦課歩合歩合協定ニ關スル件

公共團體ノ内外ニ涉ル營業又ハ其ノ收入ニ對スル附加稅賦課歩合ノ協定促進方ニ關シテハ本年七月二十七日地方局長主稅局長ヨリ通牒ノ次第アリ之カ協定時機ノ促進ハ殊ニ今日ノ時局ニ鑑ミ關係團體ノ財政ニ及ホス影響渺カラサルモノアリト認ムルヲ以テ右通牒ノ趣旨ニ依リ出來得ル限り速ニ之カ解決ヲ期セラレタシ

一 地方債許可ノ特例ニ關スル件

時局匡救ノ爲國庫又ハ道府縣ノ補助ヲ受ケテ施行スル事業ノ費用ニ充ツル目的ヲ以テ借入ルル北海道府縣又ハ市町村ノ起債許可ニ關シテハ事業ノ性質ニ鑑ミ特ニ其ノ著手ヲ速カナラシムルノ必要アリト認メラルルヲ以テ之ガ財源確定ノ手續ヲ簡易ナラシムル爲當分ノ間北海道廳方發債及府縣債ニ付テハ元本金額五拾萬圓ヲ越

ニサルモノニ限り之ヲ不要許可ト爲シ市町村債ニ付テハ内務大臣
及大藏大臣ノ許可權限ヲ地方長官ニ委任スルノ方針ヲ以テ目下關
係規定ノ改正ヲ急キツツアルヲ以テ之カ實施ノ上ハ右改正ノ趣旨
ニ鑑ミ起債ノ計畫ニ付テハ篤ト財政狀態ヲ考查シ將來支障ヲ來サ
サル様留意スルト共ニ市町村債ノ許可證議ニ付テハ迅速ニ之ヲ處
理セザレ度シ

加藤地方債課長が説明した、詰り從來から手續が六ヶ敷
かつた地方債許可の手續を緩和して此度の農村振興土木事
業の促進を計ると言ふのである、産業土木事業にしても事
業局の方は頻に工事の着手を奨励するが事業費の財源と爲
つてゐる起債の許可が得られないので、己むなく事業を翌
年に繰越すのが状態であつた、此許可がいつも六ヶ敷ので
態々東京に出張所を設けて起債促進係を置く府縣や市が出
てきて、世上の問題までを起したこともあつた、此やうに
遅延するのは許可の申請書の不備に基くものも随分多い
が、内藏兩省の審査が同じことを兩省で調査する爲に多く
の日數を要するが爲である、従つて兩省の調査範圍を定め
て同じ調べを繰返さないやうにして貰いたいと言ふ要求が

あつたが、此度の地方債に限つて不要許可事項としたのは
從來の慣習を墨守尊重し過ぎる地方局としては随分思ひ切
つた遣り方であつて寔に喜ぶべきであるが、之と同時に地
方は重大な責任を負はされ、不心得にも不要許可に爲つた
のを幸に放漫な遣り方でもやつたときは、此後に於ける地
方債許可の處分を省略する問題の起つたとき夫れが参考に
供せられ、結局六ヶ敷手續に依るか依らないかは此後の地
方廳當局の遣り方如何に依るのである。筆者は地方局否な
内務省が今回の事業に對して特別の考察を拂ひ事業の効果
を擧げやうとする努力に敬意を表すると同時に、地方廳の
お役人も親の心を體して總動員的に活動し事業の効果を收
めて貰ひたいものである。

一 農村及中小商工業關係元利支拂資金融通ノ件

財界不況ノ影響ヲ蒙リ預金部資金ノ融通ヲ受ケタルモノニシテ元
利金ノ支拂ニ困難ヲ來セルモノノ妙カラサル現情ニ鑑ミ之カ救濟ノ
手段トシテ農村及中小商工業關係ニ貸付ケタル元利金支拂並ニ延
滞元利金整理ノ資金ニ充當セシムル爲本年度六千五百萬圓以内ヲ
融通スルコトトシ近ク其ノ割當額ヲ通知セラルル見込ナルヲ以テ

速ニ關係借入主體ノ狀態ヲ調査シ償還困難ト認メラルルモノニ付テハ新資金ノ借入ヲ急カシメ豫定ノ償還ニ支障ナカラシムル様措置セラレ度シ

地方局主管の事項は大村加藤兩課長の明快な説明に依つて終了したが、更に地方財政に關し主務省に對する希望事項が諮問された。安井地方局長の説明に依ると、國家非常時に於ては地方財政に關しても平時に於ける遣り方を以ては不十分な所もあらうと思ふから改革すべき點があれば遠慮なく申述べよと言ふのである。田中愛媛は新税の創設を認めて貰ひたい、若し現在の狀勢からして夫れが困難であるならば今政府から借つてゐる低利資金の返還を延期して貰ひたいと言ふ希望やら、小早川山口からは現在縣財政の困つてゐるのは、先年國庫の補助あることを前提として國道の改良工事を執行したのに、國庫補助が得られない爲であるから政府は此際其の補助を完済して呉れとの要求やらがあつた。其の地階川宮崎、佐藤山梨からも希望が出た外隨分希望を申述べたい連中もあつたやうだつたが、時間が

無いので文書を以て答辯することにして、再び土木局の提案してゐる問題に就て會議が續行された。

伊藤宮城土木は、補助すべき事業の選擇が地方長官に任せられてゐても、又候内務省が夫れを査定するやうに爲つては面倒であるから、内務省の査定方針があれば今夫れを示して貰ひたいと要求したのに對し、武井道路課長は、補助事業の選定やら事業施行箇所的選擇を地方長官に一任した以上は、之を更に査定すると言ふやうな考を持つてゐないが、地方長官は政府の意の存するところに鑑み適當な事業を必要とする箇所に選定さるれば可いのであると答辯した。又伊藤君が町村事業の補助は其の種類の如何を問はず彼は流用しても差支ないかと質したのに對し、武井道路課長は、補助費の流用に關しては縦の流用は許すが横の流用は豫算の編制上からして許されてゐないと答辯した。

佐藤山梨内務は、町村事業は大體縣に於て設計してやる積りであるが、其の場合に於て設計費を町村から縣に寄付せしめても寄付金は補助基本額に入れて補助して呉れるか

と質し、武井道路課長は之を肯定して、町村自ら設計して必要な費用であれば縣に設計を委嘱した場合にも夫れを補助基本額に入れて差支ないと答辯した、併しながら町村事業とは言ふものゝ之を法律上嚴格に言ふときは、道路河川港灣の仕事にしても町村自治體の仕事ではなく、町村長である行政廳が執行する仕事を上級行政廳の統轄する團體に委託することが法律上許容さるゝのであるかと云ふ、法律上の根本問題に觸れないで應答が繰返されてゐるのは何となく物足りない感がした。併し近頃は行政官が法理論殊に獨法式の形式論法を避けて實質的に否な常識的に事件を取扱はんとするのは、法律の常識化として喜ぶべきことであるか、夫れとも法學の科學的研究の衰微として悲しむべきかは別問題としても、形式論に耽つた法制局が起債に關する特例に關する勅令を常識化してゐる點から見れば或は法學の科學的研究の進歩とでも言ひ得やう。

藤岡京都内務や、古參株の田中埼玉土木が八年度に於ても本年度と同様に此種事業を執行さるゝ見込であるかと質

した、之は最も有意義な質問であつて、數年を期して完成するやうな土木事業を計畫するに當つて、政府の助成方針が一年限りのものとすれば、事業計畫に蹉跌を來すから此質問を發したのは當然である、之に對し廣澤土木局長は、政府には之を繼續して執行すると言ふ確然たる方針はないのであるが、高橋藏相が三年位は繼續してやらねばならぬと言つたと新聞が報導してゐるから其の心積りで計畫されたら間違は無からうと答辯した、併し地方廳の役人としては夫れが一年限りのものであれば夫れ相當に事業を計畫するのに夫れが確定しないでは困ると言つた顔付をしたゞけで再追及する者のなかつたのは心淋しい。

秋田内務は、町村事業に對して四分三を補助するが特に必要ある場合に補助率を斟酌するのならば、矢張り府縣事業に對しても同様に補助率を酌對しても可いではないかと意見を述べた、之に對し武井道路課長は、財政特に貧弱な府縣に對しては特別の考慮を拂ふ考へあると答辯した、此府縣が何れの地方であるか夫れを追及もせず従つて判ら

ないが農村の窮乏特に甚しい東北地方やら長野、山梨、鳥取、沖繩等であらうと感付かれた。

田邊神奈川土木は、郊外に屬する農村にも事業を起興しても可いか、と質したに對し武井道路課長は、都市であつても事實上農村生活をしてゐる部落があれば矢張り夫れを救済し振興せしむる必要があるので、政府の計畫でも夫れを考慮してゐると答へた。併し農村救済の根本的方針からすれば都市附近に於ける農業部落は、山間避地に於ける夫れと違つて救済の濃度が著しく異つてゐる、従つて此兩者を同視して救済すべきかは餘程考へねばならぬ、今回の計畫は早急に樹立された關係からして此の如き些事は咎むべきではないが、二三年も繼續して此種事業が執行されるとすれば相當考慮すべき問題であらう。

來島東京土木は、既定事業を今回の事業に振向けても可いか、又は政府は絶対に直營主義で進むのかと質した、假令既定事業でも夫れが農村の振興となるものなれば今回の事業に振向けて差支はない、工事の執行も原則として直營主

義で進むのちやと武井道路課長が答辯した、政府の方針としては其の答辯の通りであるが、來島土木部長は直營反對の聲が明日日比谷公園に於て擧げられむとして夫れが政治的策動を惹起してゐるにも不拘、尙之で押通すだけの確心があるかと言ふことを、餘り婉曲に念を押すので質問を判じ難い人もあつたやうであるが、政治否な政黨の或る勢力に支配されるのではないかと念を押したのは一つの皮肉でもあつた市會議員までやつて來た來島君の心配も成程と肯ぜられた。

岸田鳥取土木は、下請負制度を認めたことを違法として論じた、曾て山梨縣在任時代に失業救済道路事業を執行し、其の體驗を主任官會議で披露し、却つて色々な非難を受けた持主の同君のことであるから此度こそは一言一句も苟にしないとと思はれ、同君の言論に注意してゐた筆者は、又も同君が下請制度を此度の事業に公認したことを責め、道路工事執行令の違反行爲であると極論した。之に對して武井道路課長は工事執行令に於ては下請制度を禁止してゐる明

文が無いと應答し、イヤ明文があると争つた。此時唐澤土木局長は議長席から、一方は違法と言ひ一方は禁止明文がないと言ふが、法文の末節はドーでも可い、内務省の方針は下請負制度に依れと言ふのではない、萬已むを得ない場合は其の方法に依るのも差支ないと言ふだけである、岸田君が其の手段では不都合ぢやと言ふのなら其の手段に依らなければ可いぢや無いかと、注意され岸田君の折角の意見も嘲笑の裡に葬られた感がしたが、法律的解释に就ては武井道路課長に扇が擧がるにしても、事の實績に徴して所論したならば岸田君の意見も大に聴くべきものがある、又同君は地元請負制度に就て弊害の存する所を述べ立て鳥取縣下に於ける地元請負の弊害を艾除する爲に漸く此制度を廢止したとき、内務省が此方針を採るときは折角の苦心を水泡に歸せしむると憤慨した。

木村靜岡土木も亦岸田君の所論に賛成し地元請負に反対したが、岸田君の所論を岸田君以上の辯舌で繰返すだけで餘り聽者を感動せしめなかつた、町村道改良後に於て其道

路を府縣道に認定しても差支ないかと追加質問をしたが、府縣道の認定標準は道路法に規定してゐる所であるから夫れに該當すれば認定して差支ないと答辯された。香川内務は、道路の改良よりは港灣の改良が必要だと力説した、成程地方に依つては夫れが必要なものもあらう、併しながら夫れを全國的に達觀すると同君の意見を容るゝ譯には行かない、定めし香川も島嶼に於ける交通の必要に鑑みこゝ言つたのであらう。併し一般的の事項を論議してゐるときに、一地方一局部の事情を掲げて一般的に論議するなぞは餘り感心出来ない。田中埼玉土木は、永年に亘る實驗からして地元請負制度の利害關係を所論し地元請負を監督するには府縣はどれ位骨を折るものであるかを披露し、地元請負に依る位なら萬難を排しても直營に依るのが得策であるとか、列席者をして耳を傾けしむるやうな意見を述べたが、俄雨の爲に君の所論は徹底しなかつた、惜むべきである。政府が府縣に配當した町村土木事業費は何を標準として各町村に配當するかの問題は、各府縣から質問されたが、

政府が府縣に配當するには農家戸數と漁業を専門とする戸數に依つたが、地方が夫れを配當するには地方事情に依つて更に標準を定むべきである、併し夫れに就て既に成案を持つ府縣は、他の府縣の參考にもなるから此處で配當方針を話されたいと、唐澤土木局長は數回に亘つて注意したが、腹案を持つものは尠いと見え、誰も起つものがない、ハハ、誰もまだ其處まで考へてゐるものは無いと思つてゐたとき、本間栃木内務が起つて説明した、曰く、自分の縣では農村の窮狀を放任して置く譯には行かないから既に救濟事業を計畫し、縣會の議決を経た旨を紹介し、大體一町村に四千圓位の工事を起興する計算で總額七十萬圓の事業豫算を編制し、其の二分一は人口に振り當て、殘四分二は農村の狀態を斟酌して配當し、四分一は貧弱者及失業者を基礎として割り當て四分一は、生産額、町村基本財産、戸數割一戸當及租稅滯納狀況等を斟酌して所謂貧弱町村を決定して振り當てたが、最低二千五百圓最高五千五百圓の工事を一町村に起興せしむることゝ爲つて大體妥當な配分を見る

に至つたと報告し列席者を指導した感があつた。

是で附議事項の全部を終つたので唐澤土木局長は起つて挨拶し、今回の事業が、うまく成果を収めると否とは諸君の双肩にあるのであるから、廳員を總動員して今から準備を整へ帝國議會が終了すれば直に事業に着手し得るやう努力されたいと希望し、所謂非常時の緊張味を見せた。

土木主任官會議のときは必ず一言する連中も今回は部長が控えてゐるので遠慮したものか餘り饒舌らなかつたのは物足らない感がした。大に論議するものと豫想されてゐた内務部長も餘り言はない、短時間の會議である勢でもあらうが、附議事項を議場で手渡した爲に熟讀して之に對する意見を決定する餘裕がなかつた勢である、聞くところに依ると今回の事業の成績如何に依つて土木主任官の手腕能力が評價され、夫れに基いて主任官の大交迭が行はれる想だから、今度こそは知事がコー言ひましたから事業が遅れませんでしたなどと辯明しても駄目である。大に手腕を振つて名聲を博し出世を急ぐことだ。